



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎 週 火 曜 日

## 目 次 告 示

- ▽港湾施設の供用廃止（起重機）  
 [みなと総局みなと振興部経営課] 1970
- ▽公有水面埋立承認願書及び関係図書の縦覧  
 [みなと総局みなと振興部経営課] 1970
- ▽放置自転車等の撤去及び保管  
 [建設局東部建設事務所] 1973
- ▽放置自転車等の撤去及び保管  
 [建設局西部建設事務所] 1976
- ▽道路法による道路の区域の変更及び供用開始（市道 鹿の子台南町70号線）  
 [建設局道路部管理課] 1977
- ▽道路法による道路の区域の変更及び供用開始（市道 有野町合併第43号線）  
 [建設局道路部管理課] 1978
- ▽道路法による道路の区域の変更及び供用開始（市道 若松線）  
 [建設局道路部管理課] 1978
- ▽道路法による道路の供用開始（市道 新長田南2号線ほか）  
 [建設局道路部管理課] 1979
- ▽道路法による道路の区域の決定及び供用開始（市道 新長田南4号線）  
 [建設局道路部管理課] 1979
- ▽放置自転車等の撤去及び保管  
 [建設局中部建設事務所] 1980

## 公 告

- ▽農用地利用集積計画の決定（一般）  
 [経済観光局農政部計画課] 1982
- ▽農用地利用集積計画の決定（解除条件付き）  
 [経済観光局農政部計画課] 1986
- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結（神戸市立学園電気調達（その6））  
 [行財政局財政部契約監理課] 1989
- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結（神戸市建設局垂水処理場電気調達）  
 [行財政局財政部契約監理課] 1993
- ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（東部建設事務所管内LED道路及び歩道照明灯賃貸借）  
 [行財政局財政部契約監理課] 1997

- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（コリーナ垂水）  
 [経済観光局経済部経済政策課] 1998
- ▽神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更  
 [経済観光局農政部計画課] 1999
- ▽ポートアイランド（第2期）研究・文化施設用地の買受人の公募  
 [みなと総局経営企画部企業誘致課] 2000
- ▽神戸ファッション美術館の臨時休館  
 [経済観光局観光MICE部ファッション産業課] 2002

## 水 道 局

- ▽神戸市水道局公印規程により印影等を印刷できる文書の名称，使用公印の名称等  
 [水道局経営企画部総務課] 2002
- ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（口径20mm水道メーター（修理品）その3）  
 [水道局経営企画部総務課] 2002

告 示
-----

**神戸市告示第376号**

次の港湾施設は、平成30年 8月10日限り、その供用を廃止する。

平成30年 8月10日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 起重機

名 称	位 置	能 力
ガントリー・クレーン ポートアイランド6号機	神戸市中央区港島8丁目	吊上荷重 55.5トン 定格荷重 40.0トン
ガントリー・クレーン ポートアイランド7号機	神戸市中央区港島8丁目	吊上荷重 56.4トン 定格荷重 40.0トン

**神戸市告示第404号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定による公有水面埋立承認の出願があったので、同条第3項において準用する同法第3条第1項の規定に基づき、その要領を告示する。

なお、公有水面埋立承認の願書及び関係図書を同法第42条第3項において準用する同法第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年 8月16日

神戸港港湾管理者 神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

## 1 出願の要領

## (1) 出願人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

## ア 出願人の名称

国土交通省近畿地方整備局

## イ 出願人の住所

大阪市中央区大手前1丁目5番44号

## ウ 代表者の氏名

近畿地方整備局長 池田 豊人

## (2) 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

## ア 埋立区域

## (ア) 位置

神戸市東灘区向洋町西6丁目4番地から向洋町中9丁目5番地を経て向洋町東4丁目29番地先公有水面

## (イ) 区域

次の各地点のうち①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点と③の地点を結ぶ平成9年12月5日付け神港管管許9第444号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（K. P. +1.53メートルにより決定）、③の地点と④の地点を結んだ線、④の地点から⑥の地点までを順次に結ぶ平成8年の秋分の満潮位（K. P. +1.53メートル）における公有水面と第七防波堤との境界線、⑥の地点と⑦の地点を結ぶ平成7年3月31日付け神港管管許6第650号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（K. P. +1.59メートルにより決定）、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平成9年12月5日付け神港管管許9第444号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（K. P. +1.53メートルにより決定）、⑧の地点と⑨の地点を結ぶ平成7年3月31日付け神港管管許6第650号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（K. P. +1.59メートルにより決定）及び⑨の地点から①の地点までを順次に結ぶ平成8年の秋分の満潮位（K. P. +1.53メートル）における公有水面と第七防波堤との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 神戸港第六防波堤灯台（北緯34度40分02.60秒 東経135度14分53.14秒日本測地系）（以下「基点」という。）から81度57分49秒3,123.27メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から171度46分44秒924.33メートルの地点
- ③の地点 基点から113度42分54秒2,156.57メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から329度55分30秒1,218.25メートルの地点
- ⑤の地点 基点から82度08分01秒1,625.28メートルの地点
- ⑥の地点 基点から81度59分12秒2,775.27メートルの地点
- ⑦の地点 基点から85度55分44秒2,782.55メートルの地点
- ⑧の地点 基点から85度51分21秒2,832.42メートルの地点
- ⑨の地点 基点から81度58分59秒2,825.27メートルの地点
- ⑩の地点 基点から81度58分10秒3,025.27メートルの地点

## (ウ) 面積

1,310,143.50平方メートル

## イ 埋立てに関する工事の施行区域

## (ア) 位置

神戸市東灘区向洋町西6丁目3番地から向洋町中9丁目5番地を経て向洋町東4丁

## 目28番地先公有水面

## (イ) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とレの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

- イの地点 基点から80度57分10秒  
3, 373. 60メートルの地点
- 口の地点 イの地点から171度46分44秒  
983. 03メートルの地点
- ハの地点 口の地点から261度46分44秒  
801. 54メートルの地点
- ニの地点 ハの地点から171度46分44秒  
5. 00メートルの地点
- ホの地点 ニの地点から261度46分44秒  
226. 04メートルの地点
- ヘの地点 ホの地点から239度55分30秒  
548. 42メートルの地点
- トの地点 ヘの地点から329度55分30秒  
5. 00メートルの地点
- チの地点 トの地点から239度55分30秒  
255. 00メートルの地点
- リの地点 チの地点から329度55分30秒  
1, 381. 76メートルの地点
- ヌの地点 リの地点から81度46分44秒  
541. 54メートルの地点
- ルの地点 ヌの地点から81度46分44秒  
1, 150. 00メートルの地点
- ヲの地点 ルの地点から171度46分44秒  
290. 00メートルの地点
- ワの地点 ヲの地点から261度46分44秒  
601. 50メートルの地点
- カの地点 ワの地点から148度54分19秒  
347. 31メートルの地点
- ヨの地点 カの地点から81度46分44秒  
516. 50メートルの地点
- タの地点 ヨの地点から351度46分44秒  
610. 00メートルの地点
- レの地点 タの地点から81度46分44秒  
200. 00メートルの地点

## (ウ) 面積

1, 989, 097. 32平方メートル

## (3) 埋立地の用途

ふ頭用地, 港湾関連用地, 交流施設用地, 緑地, 護岸敷, 道路用地

## (4) 出願の年月日

平成30年 7月27日 (金)

## 2 縦覧の期間及び場所

## (1) 縦覧の期間

平成30年 8月16日 (木) から平成30年 9月 5日 (水) まで

## (2) 縦覧の場所

ア 神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号

神戸市みなと総局みなと振興部経営課

イ 神戸市東灘区住吉東町 5丁目 2番 1号

神戸市東灘区役所総務部総務課

**神戸市告示第409号**

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年 8月28日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

## 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

## 3 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで

午後3時から午後7時まで

イ 土曜日

午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

## 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

## 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないと

きは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	平成30年7月4日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854-2191
	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 2台		
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 2台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	JR住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	平成30年7月5日	
	撰津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 4台	平成30年7月9日	
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台		
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	撰津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	平成30年7月10日	
	甲南山手駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 1台	平成30年7月19日	
	大石駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台		
	灘駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		

	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4台 0台	
	岩屋駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 1台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	6台 0台	平成30年 7月20日
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
	岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	14台 0台	平成30年 7月23日
	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
	大石駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4台 0台	
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台	
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台	平成30年 7月25日
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 1台	
	岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 1台	
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	5台 0台	
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台	
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	10台 0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	16台 1台	平成30年 7月26日
	大石駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
	灘駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	5台 0台	
	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
	摩耶駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	0台 1台	

稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪神御影駅周辺	自転車	2台	平成30年7月30日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪急御影駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	灘区管内	自転車	24台	
	自転車等長期放置	原動機付自転車	4台	
	深江駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	東灘区管内	自転車	38台	
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	

**神戸市告示第410号**

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

**別表**

自転車等の保管および返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	10台 1台	平成30年7月5日 神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1



	長田区管内長期放置	自転車 原動機付自転車	35台 2台		建設局西部建設事務所 電話 742-2424
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	板宿駅(南)周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	14台	平成30年7月11日	
長田区駒栄町2丁目1番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	6台	平成30年7月12日	
	長田区管内長期放置	自転車 原動機付自転車	23台 1台		
長田区駒栄町2丁目1番 西部保管所	新長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	26台	平成30年7月17日	
	長田区管内長期放置	自転車	15台		
須磨区中落合2丁目1番 名谷保管所	名谷駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	6台	平成30年7月18日	
	須磨区管内長期放置	自転車	1台		
須磨区須磨浦通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	4台	平成30年7月19日	
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	板宿駅(南・北)周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	14台	平成30年7月25日	
長田区駒栄町2丁目1番 西部保管所	新長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	25台	平成30年7月26日	
	長田区管内長期放置	自転車 原動機付自転車	15台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	18台 1台	平成30年7月31日	
	長田区管内長期放置	自転車	10台		

神戸市告示第411号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成30年8月29日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成30年9月11日まで一般の縦覧に供する。

平成30年8月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	鹿の子台南町70号線	神戸市北区鹿の子台南町6丁目3番2地先から	新	70.30	最大 24.20 最小 23.60
		神戸市北区鹿の子台南町6丁目	旧	70.30	21.70

目 3 番 5 地先まで

**神戸市告示第412号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成30年8月29日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成30年9月11日まで一般の縦覧に供する。

平成30年 8月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	有野町合併 第43号線	神戸市北区有野町二郎字片山 609番1地先から	新	28.00	最大 6.20 最小 5.70
		神戸市北区有野町二郎字片山 608番1地先まで	旧	28.00	最大 6.00 最小 5.20

**神戸市告示第413号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成30年8月29日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成30年9月11日まで一般の縦覧に供する。

平成30年 8月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	若松線	神戸市長田区大橋4丁目6番 1地先から	新	241.60	最大 118.50 最小 27.00
		神戸市長田区若松町5丁目5 番2地先まで	旧	241.60	最大 113.50 最小 22.00

**神戸市告示第414号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路について平成30年8月29日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成30年9月11日まで一般の縦覧に供する。

平成30年 8月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	新長田駅南 2号線	神戸市長田区若松町3丁目2番111 地先から 神戸市長田区若松町3丁目2番108 地先まで	96.80	13.00
	新長田駅南 3号線	神戸市長田区大橋町3丁目1番5地 先から 神戸市長田区大橋町3丁目3番33地 先まで	96.50	8.00

**神戸市告示第415号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、平成30年8月29日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成30年9月11日まで一般の縦覧に供する。

平成30年 8月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	新長田駅南 4号線	神戸市長田区若松町3丁目2番111 地先から 神戸市長田区若松町3丁目2番112 地先まで	70.30	8.00

**神戸市告示第416号**

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年 8月28日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

三宮保管所及び湊町保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

**別表**

自転車等の保管および返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 60台 原動機付自転車 1台	平成30年7月10日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 47台 原動機付自転車 9台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 2台	平成30年7月13日	
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 125台 原動機付自転車 9台	平成30年7月21日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 1台		

	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24 台 原動機付自転車 1 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 47 台 原動機付自転車 5 台	平成30年 7 月24日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17 台 原動機付自転車 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 39 台 原動機付自転車 2 台	平成30年 7 月27日	
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 33 台 原動機付自転車 0 台	平成30年 7 月30日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 25 台 原動機付自転車 1 台		
小野浜町 7 三宮第 2 保管所	中央区長期放置	自転車 113 台 原動機付自転車 1 台	平成30年 7 月31日	
兵庫区湊町 1 丁目35 湊町保管所	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 41 台 原動機付自転車 3 台	平成30年 7 月12日	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 67 台 原動機付自転車 2 台	平成30年 7 月18日	
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 187 台 原動機付自転車 1 台		
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 30 台 原動機付自転車 1 台		
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 39 台 原動機付自転車 1 台	平成30年 7 月23日	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15 台 原動機付自転車 3 台		
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 63 台 原動機付自転車 7 台		
		新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 37 台 原動機付自転車 1 台	平成30年 7 月31日
		神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 90 台 原動機付自転車 3 台	
駅南通 5 丁目 4 兵庫駅前第一保管所	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 42 台	平成30年 7 月31日	
小野浜町 7 三宮第 2 保管所	兵庫区長期放置	自転車 89 台 原動機付自転車 3 台	平成30年 7 月31日	

公 告
-----

**神戸市公告第423号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年 8月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法  
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件  
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、兵庫六甲農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）、（公社）兵庫みどり公社（農地中間管理機構）については、この限りではない。

## (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

## (6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

## 別表

利用権の設定を受ける者(乙)		利用権の設定を受ける土地			利用権の設定を行う者(甲)		設定を受ける利用権					
氏名	住所	所在及び地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	氏名	住所	種類	内容(土地の利用目的を含む。)	始期	存続期間(終期)	借賃(年額)	借賃の支払の方法
小池 潤	神戸市西区 樋谷町池谷 766	神戸市西区 平野町西戸 田字福地87	田	844	田中 たか 子	神戸市西区 平野町西戸 田138-1	賃借権	水田として 利用	本公告の 日	平成31年 3月31日	玄米 25.3kg	平成30年12 月20日まで に借賃の全 額を甲の住 所へ持参す る。
		神戸市西区 平野町西戸 田字福地98	田	1,394							玄米 41.8kg	
		神戸市西区 平野町西戸 田字福地 100	田	435							玄米 13.1kg	
		神戸市西区 平野町西戸 田字福地 101	田	1,567							玄米 47.0kg	
		神戸市西区 平野町西戸 田字福地 111-1	田	475							玄米 14.3kg	
		神戸市西区 平野町西戸 田字福地 111-2	田	191							玄米 5.7kg	
		神戸市西区 平野町西戸 田字福地 111-3	田	156							玄米 4.7kg	
		神戸市西区 平野町西戸 田字道田 212	田	1,035							玄米 31.1kg	
		神戸市西区 平野町西戸 田字道田 245	田	2,122							玄米 63.7kg	
竹本 久保	神戸市西区 岩岡町印路 708	神戸市西区 平野町印路 字矢ノ谷 2635	田	769	柴田 美智 代	神戸市西区 平野町印路 217	賃借権	水田として 利用	本公告の 日	平成31年 3月31日	8,383 円	平成30年12 月20日まで に借賃の全 額を甲の住 所へ持参す る。
土田 正弘	神戸市垂水 区美山台1 丁目8-23	神戸市西区 伊川谷町前 開字眞善坊 180	田	561	石本 修一	神戸市西区 伊川谷町前 開319	賃借権	水田として 利用	本公告の 日	平成35年 3月31日	10,000 円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の住 所へ持参す る。
津本 哲男	神戸市北区 淡河町野瀬 2076-1	神戸市北区 淡河町野瀬 字津本2701	田	699	上澤 浩一	神戸市北区 淡河町野瀬 2094	賃借権	水田として 利用	本公告の 日	平成39年 12月31日	3,300 円	毎年12月20 日までに当 該年に係る 借賃の全額 を甲の住所 へ持参する。
		神戸市北区 淡河町野瀬 字津本2717	田	2,090							12,700 円	



		神戸市北区 淡河町野瀬 字津本2740	田	1,361							4,300 円	
兵庫六甲農業協同組合 代表理事組 合長 吉田 康弘	神戸市北区 有野中町2 丁目12-13	神戸市西区 伊川谷町井 吹字栗木谷 1458	畑	1,223	三浦 吉彦	神戸市西区 伊川谷町井 吹1267	使用貸 借によ る権利	普通畑とし て利用	本公告の 日	平成40年 3月31日		
		神戸市西区 伊川谷町井 吹字栗木谷 1460	畑	1,074								
村上 貴史	神戸市西区 伊川谷町井 吹744	神戸市西区 伊川谷町井 吹字栗木谷 1458	畑	1,223	兵庫六甲農 業協同組合 代表理事組 合長 吉田 康弘	神戸市北区 有野中町2 丁目12-13	使用貸 借によ る権利	普通畑とし て利用	本公告の 日	平成40年 3月31日		
		神戸市西区 伊川谷町井 吹字栗木谷 1460	畑	1,074								
兵庫六甲農 業協同組合 代表理事組 合長 吉田 康弘	神戸市北区 有野中町2 丁目12-13	神戸市西区 伊川谷町井 吹字栗木谷 1462	畑	1,460	三浦 吉彦	神戸市西区 伊川谷町井 吹1267	使用貸 借によ る権利	普通畑とし て利用	本公告の 日	平成40年 3月31日		
山里 剛史	神戸市西区 伊川谷町前 開1416-1	神戸市西区 伊川谷町井 吹字栗木谷 1462	畑	1,460	兵庫六甲農 業協同組合 代表理事組 合長 吉田 康弘	神戸市北区 有野中町2 丁目12-13	使用貸 借によ る権利	普通畑とし て利用	本公告の 日	平成40年 3月31日		
公益社団法人 兵庫みどり 公社理 事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7- 18	神戸市西区 神出町北字 宮西576	田	1,966	坂口 升夫	神戸市西区 神出町北 435-1	賃借権	水田として 利用	平成30年 8月31日	平成40年 9月30日	24,575 円	毎年度12月 中に乙の指 定する方法 で支払う。
公益社団法人 兵庫みどり 公社 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7- 18	神戸市西区 神出町北字 細庵101- 1	田	906	坂口 義明	神戸市西区 神出町北 449-1	賃借権	水田として 利用	平成30年 8月31日	平成40年 9月30日	11,325 円	毎年度12月 中に乙の指 定する方法 で支払う。
		神戸市西区 神出町北字 小坂204- 1	田	2,583							32,287 円	
		神戸市西区 神出町北字 小坂221- 3	田	2,268							28,350 円	
		神戸市西区 神出町北字 宮裏496	田	2,135							26,687 円	
		神戸市西区 神出町田井 字田井裏 1460	田	1,213							15,162 円	
公益社団法人 兵庫みどり 公社理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7- 18	神戸市西区 神出町宝勢 字道南3784	田	1,944	西馬 敬子	神戸市西区 神出町宝勢 1601	賃借権	水田として 利用	平成30年 8月31日	平成40年 9月30日	19,440 円	毎年度12月 中に乙の指 定する方法 で支払う。
		神戸市西区 神出町宝勢 字道南3816	田	2,193							21,930 円	

	神戸市西区 神出町宝勢 字道南3817	田	2,246							22,460 円
	神戸市西区 神出町宝勢 字道南3848	田	1,981							19,810 円

## 神戸市公告第424号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年 8月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在，地番，地目及び面積  
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類，内容（土地の利用目的を含む。），始期，存続期間並びに借賃及びその支払の方法  
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件  
別表に定めるもののほか，次に定めるところによる。
  - (1) 借賃の支払猶予  
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は，災害その他やむを得ない事由のため，利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は，相当と認められる期日までその支払を猶予する。
  - (2) 借賃の減額  
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において，別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により，30%を超える損害を被った場合，乙は，甲に対して借賃の減額を請求することができる。  
減額されるべき額は，甲及び乙が協議して定めるものとし，その協議が調わないときは，神戸市が認定した額とする。
  - (3) 解約権の留保の禁止  
甲及び乙は，別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし，特別の事情があるときは，あらかじめ市と協議の上，所定の手続きを経て解約することができる。
  - (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、兵庫六甲農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）、（公社）兵庫みどり公社（農地中間管理機構）については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

## (11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に神戸市長あてに農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2に定めるところにより報告しなければならない。

## (12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

## (13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

## (14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

## (15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

## (16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

## 別表（解除条件付）

利用権の設定を受ける者（乙）		利用権の設定を受ける土地			利用権の設定を行う者（甲）		設定を受ける利用権					
氏名	住所	所在及び地番	地目	面積（㎡）	氏名	住所	種類	内容（土地の利用目的を含む。）	始期	存続期間（終期）	借賃（年額）	借賃の支払の方法
兵庫六甲農業協同組合代表理事組合長 吉田 康弘	神戸市北区有野中町2丁目12-13	神戸市西区伊川谷町布施畑字廣芝228	田	1,566	中野 邦彦	神戸市西区伊川谷町布施畑578	使用貸借による権利	水田として利用	本公告の日	平成45年3月31日		
		神戸市西区	田	1,773								

		伊川谷町布施畑字大湯 537-1										
株式会社リアルエステート中野 代表取締役 中野 敏子	神戸市西区 伊川谷町布施畑578	神戸市西区 伊川谷町布施畑字廣芝 228	田	1,566	兵庫六甲農業協同組合 代表理事組合長 吉田 康弘	神戸市北区 有野中町2丁目12-13	使用貸借による権利	水田として利用	本公告の日	平成45年 3月31日		
		神戸市西区 伊川谷町布施畑字大湯 537-1	田	1,773								

### 神戸市公告第428号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年8月15日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 物品の名称

神戸市立学校園電気調達（その6）

##### (2) 予定数量

2,738,267キロワットアワー

##### (3) 納入場所

神戸市立本山南小学校ほか18校電気調達

##### (4) 納入期限

平成31年1月1日から平成31年12月31日まで

##### (5) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

#### 2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成30年度及び平成31年度神戸市物品等競争入札参加資格又は平成30年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から開札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者，民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電気事業法」という。）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者，電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者又は電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項の規定に基づき電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者。ただし，電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者は，入札までに電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けること。

(5) 環境への負荷の低減を図ることを考慮する観点から，入札説明書に記載する基準を満たすこと。

#### 4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

#### 5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付，審査の通知の方法等については，入札説明書によります。

#### 6 入札説明書の交付期間及び交付方法

##### (1) 交付期間

公告の日から平成30年8月29日（水）まで

##### (2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。参加する者は入札説明書をダウンロードしてください。

##### (3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は，下記のとおり交付します。

##### ア 交付期間

公告の日から平成30年8月29日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### イ 交付場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

##### ウ 交付方法

無料交付

#### 7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

##### (1) 電子入札による場合

- ア 提出期間 公告の日の翌日から平成30年8月30日（木）まで  
電子入札システムの稼働時間内（土曜、日曜を除く、午前9時から午後8時）
- イ ただし、押印が必要なもの、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

- ア 提出期間 公告の日の翌日から平成30年8月31日（金）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- イ 提出場所 神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）  
神戸市役所本庁舎3号館3階

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

- ア 提出期間
- |      |               |               |
|------|---------------|---------------|
| 第1日目 | 平成30年10月2日（火） | 午前9時から午後8時まで  |
| 第2日目 | 平成30年10月3日（水） | 午前9時から午前10時まで |
- イ 提出方法  
入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

- ア 提出期限  
平成30年10月3日（水）午前10時まで（郵便による入札については、平成30年10月2日（火）午後5時までに次号に掲げる提出場所に必着のこと。）
- イ 提出場所  
神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）  
神戸市役所本庁舎3号館3階
- ウ 提出方法  
持参又は郵送すること。

9 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時  
平成30年10月5日（金）午前10時30分から
- (2) 再入札  
再入札は1回のみ行います。
- (3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所  
神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）  
神戸市役所本庁舎3号館3階

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

## 11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、1～5号、8～11号については、紙入札の場合に限ります。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 入札書と契約単価兼積算内訳表（様式は任意）に割印がないとき。
- (12) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

## 12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、入札説明書に従って「入札書」に記載された金額が、規則第10条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、予定価格及び「入札書」に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含むものとします。

## 13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等委員会へ苦情の申出をすることができます。

## 15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

- (1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局財政部契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、平成30年8月31日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

- (2) 入札参加資格の申請書は、行財政局財政部契約監理課にて午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

## 16 その他

この契約は、入札時に「入札書」とともに提出する「契約単価兼積算内訳表」に記載され



た単価に基づく単価契約とします。

#### 17 Summary

- (1) Contract Content : Electricity to use in Kobe City School (Part 6).
- (2) Quantity : 2,738,267kWh
- (3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 p.m. August 31, 2018.
- (4) Deadline for submitting bids : 10:00 a.m. October 3, 2018.
- (5) Applicants can obtain bid application forms at Contract Administration Division, Finance Department, Administration and Finance Bureau, City of Kobe. 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.  
TEL 078-322-5159

### 神戸市公告第429号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年 8月15日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 1 入札に付する事項

- (1) 物品の名称  
神戸市建設局垂水処理場電気調達
- (2) 予定数量  
23,259,000キロワットアワー
- (3) 納入場所  
神戸市建設局垂水処理場電気調達
- (4) 納入期限  
平成31年2月1日から平成32年1月31日まで
- (5) 物品の特質等  
入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

#### 2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成30年度及び平成31年度神戸市物品等競争入札参加資格又は平成30年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から開札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電気事業法」という。）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者又は電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項の規定に基づき電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者。ただし、電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者は、入札までに電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けること。
- (5) 環境への負荷の低減を図ることを考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

#### 4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

#### 5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

#### 6 入札説明書の交付期間及び交付方法

##### (1) 交付期間

公告の日から平成30年8月29日（水）まで

##### (2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。参加する者は入札説明書をダウンロードしてください。

##### (3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

##### ア 交付期間

公告の日から平成30年8月29日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### イ 交付場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

##### ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から平成30年8月30日(木)まで

電子入札システムの稼働時間内(土曜、日曜を除く、午前9時から午後8時)

イ ただし、押印が必要なもの、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から平成30年8月31日(金)まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所 神戸市行財政局財政部契約監理課(電話番号 078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎3号館3階

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 平成30年10月2日(火) 午前9時から午後8時まで

第2日目 平成30年10月3日(水) 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

平成30年10月3日(水)午前10時まで(郵便による入札については、平成30年10月2日(火)午後5時までに次号に掲げる提出場所に必着のこと。)

イ 提出場所

神戸市行財政局財政部契約監理課(電話番号 078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎3号館3階

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

平成30年10月5日(金)午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局財政部契約監理課(電話番号 078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

## 神戸市役所本庁舎 3号館 3階

## 10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

## 11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、1～5号、8～11号については、紙入札の場合に限ります。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 入札書と契約単価兼積算内訳表（様式は任意）に割印がないとき。
- (12) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

## 12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、入札説明書に従って「入札書」に記載された金額が、規則第10条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、予定価格及び「入札書」に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含むものとします。

## 13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等委員会へ苦情の申出をすることができます。

## 15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

- (1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局財政部契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、平成30年8月31日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

- (2) 入札参加資格の申請書は、行財政局財政部契約監理課にて午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までを除く。)無料で交付します。

#### 16 その他

この契約は、入札時に「入札書」とともに提出する「契約単価兼積算内訳表」に記載された単価に基づく単価契約とします。

#### 17 Summary

- (1) Contract Content : Electricity to use in Tarumi Sewage Treatment Plant.
- (2) Quantity : 23,259,000kWh
- (3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 p.m. August 31, 2018.
- (4) Deadline for submitting bids : 10:00 a.m. October 3, 2018.
- (5) Applicants can obtain bid application forms at Contract Administration Division, Finance Department, Administration and Finance Bureau, City of Kobe. 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.  
TEL 078-322-5159

#### 神戸市公告第430号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

平成30年8月15日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る物品の名称及び調達の種類  
東部建設事務所管内LED道路及び歩道照明灯賃貸借
- 2 数量（予定）  
3,368灯
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市行財政局財政部契約監理課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日  
平成30年7月27日
- 5 落札者の氏名及び住所  
三菱電機クレジット株式会社 関西支店  
取締役支店長 松本 龍治  
大阪市北区梅田1丁目8番17号
- 6 落札金額  
123,904,680円
- 7 契約の相手方を決定した手続

規則第10条の規定により定めた予定価格の108分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とししました。

- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日  
平成30年 6月13日

### 神戸市公告第431号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成30年8月15日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

平成30年 8月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コリーナ垂水

神戸市垂水区名谷町字小川2569番6号

- 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社タカハシテクノ	東京都中央区日本橋室町3丁目2番15号	高橋 武治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社タカハシテクノ	東京都中央区日本橋本町1丁目5番4号	代表取締役 高橋 武治

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名

株式会社酒のキンコー	鹿児島県鹿児島市西別府町2941-26	代表取締役 濱田 龍彦
青山商事株式会社	広島県福山市王子町1丁目3番5号	代表取締役 青山 理
株式会社ワッツオースリー販売	大阪市中央区城見1-4-70 住友生命OBPプラザビル	代表取締役 越智 正直
株式会社手芸の丸十	兵庫県加古川市加古川町中津448番地の1	代表取締役 畑 陽介

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社酒のキンコー	鹿児島県鹿児島市西別府町2941-26	代表取締役 濱田 龍彦
株式会社ワッツオースリー販売	大阪市中央区城見1-4-70 住友生命OBPプラザビル	代表取締役 越智 正直

## 3 変更の年月日

2(1)については、平成26年12月15日。

2(2)については、青山商事株式会社については平成29年3月6日、株式会社手芸の丸十については、平成29年12月22日。

## 4 変更する理由

2(1)については、錯誤及び住所変更のため。

2(2)については、退店のため。

## 5 届出年月日

平成30年8月8日

## 6 縦覧期間

平成30年8月15日から平成30年12月14日まで

## 7 縦覧場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館7階

神戸市経済観光局経済部経済政策課

**神戸市公告第432号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年8月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	大沢町上大沢	大畑	3085番のうち 別図1の斜線部分	1,542のうち 460㎡	農業用施設用地 に用途区分を 変更する
神戸	西	平野町中津	柳ヶ坪	2693番のうち 別図2の斜線部分	2,666のうち 821㎡	農業用施設用地 に用途区分を 変更する
神戸	西	神出町北	南狐谷	1001番64	581㎡	農業用施設用地 に用途区分を 変更する

別図は省略する。

**神戸市公告第433号**

ポートアイランド（第2期）研究・文化施設用地Aの買受人にかかる平成30年度の第1回公募を次のとおり行います。

平成30年 8月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

## 1 公募区画

神戸市中央区港島南町

所在	用途地域	地目	面積
7丁目1番12の一部	準工業地域	雑種地	約10,500㎡

※ 当該区画は、建ぺい率は60%、容積率は200%です。

## 2 分譲面積

当該区画は、分割・分筆が可能です。（ただし、2,000㎡以上）

## 3 公募期間

平成30年 8月28日（火）から同年30年 9月3日（月）まで

## 4 買受人の決定

資格審査の後、買受申込書等提出された資料に基づき、企業の経営状況や事業計画の内容等について選考のうえ決定し、申込者に通知します。

## 5 公募期間後の措置

当該公募期間中に買受の申込みがなかった場合は、期間終了後、先着順により申込みを受け付けます。原則として平成31年 3月29日までに契約締結する申込みが対象となります。

## 6 分譲条件等



## (1) 分譲価格

1 平方メートル当たり192,600円

## (2) 分譲価格の割引制度

一定の要件に該当する場合は、割引制度をご利用いただくことができます。割引対象項目に応じて1平方メートル当たり115,600円まで分譲価格を割引きます。

## (3) 支払時期

土地売買契約締結の日迄に土地売買代金の10%、土地引渡しの日迄に残額の90%をお支払いください。

## 7 申込み条件等

## (1) 対象業種

ポートアイランド（第2期）研究・文化施設用地A（準工業地域）の用途に適合する業種（研究所・スポーツレクリエーション施設等）

## (2) 申込者の資格

自ら施設等を経営しようとする者、別途配布する公募のしおりに定める資格要件等を満たす者。

## (3) その他の条件

①契約締結時期は、原則として平成31年3月29日までとします。

②当該区画への道路及びインフラ等供給処理施設は、計画の見直しにより変更する場合があります。

③当該区域には「ポートアイランド南地区地区計画（平成20年3月決定、平成26年12月9日変更、平成28年6月29日変更）」により地区整備計画が定められています。

## 8 公募のしおり及び申込用紙の配布期間及び配布場所

## (1) 配布期間

平成30年8月21日（火）から随時

## (2) 配布場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館23階

神戸エンタープライズプロモーションビューロー内

神戸市みなと総局経営企画部企業誘致課

## 9 申込みの受付場所及び問い合わせ先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館23階

神戸エンタープライズプロモーションビューロー内

神戸市みなと総局経営企画部企業誘致課

電話 (078) 322-6529（直通）

## 10 その他

次回公募区画及び実施時期等は未定です。

**神戸市公告第452号**

神戸ファッション美術館条例施行規則（平成9年4月規則第10号）第10条第1項第3号の規定により、神戸ファッション美術館（展示室に限る。）を次のとおり休館する。

平成30年 8月28日

神戸市長 久元喜造

休館日

平成30年 9月4日（火）から 9月14日（金）まで

**水 道 局****神戸市水道告示第9号**

神戸市水道局公印規程（昭和43年10月水道管理規程第11号）第14条第1項の規定により印影等を印刷できる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 8月28日

神戸市水道事業管理者 広瀬朋義

文 書 名	使用公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名称	番号	書体	
『納入通知書兼領収証書』	神戸市水道事業管理者之印	12	れい書	径15

**神戸市水道公告第55号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号。以下「規程」という。）第21条の14の規定により、次のとおり公告します。

平成30年 8月28日

神戸市水道事業管理者 広瀬朋義

- 1 落札に係る特定役務の名称  
口径20mm 水道メーター（修理品）その3
- 2 数量  
12,000個
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市水道局経営企画部総務課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局財政部契約監理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

5 落札者を決定した日

平成30年7月20日

6 落札者の氏名及び住所

株式会社阪神計器製作所 西宮支店

支店長 前田 英俊

西宮市中島町9番10号

7 落札金額

15,360,000円

8 契約の相手方を決定した手続

規程第9条の規定により定めた予定価格の108分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

9 規程第21条の7第1項において読み替える規程第6条の規定による公告を行った日

平成30年6月1日